

令和 2 年度名古屋市教育委員会承認第 3 号

教育委員会規則の改正に関する専決処分について

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）第 1 条第 3 項の規定により、名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第 1 号）の一部改正について、令和 2 年 5 月19日専決処分により決定しました。

上記のことについて教育長等専決規則第 1 条第 3 項ただし書の規定により、教育委員会に報告し、その承認を求めます。

令和 2 年 5 月28日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

1 改正理由・内容

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市立学校の臨時休業に伴い、減少した授業日を確保するため、以下のとおり、令和 2 年度における夏季休業日及び冬季休業日の期間を短縮する特例を設けました。

	現 行	改正案
夏季休業日	7 月21日～ 8 月31日	7 月21日～ 8 月 <u>16</u> 日
冬季休業日	12月24日～ ^{翌年} 1 月 6 日	12月 <u>26</u> 日～ ^{翌年} 1 月 <u>4</u> 日

2 施行期日

令和 2 年 5 月19日

3 規則・新旧対照

別紙のとおり

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 2 年 5 月 19 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改
正する規則

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則
に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度における休業日の特例）

- 2 令和 2 年度における休業日に関する第 4 条の規定の適用については、同条
第 4 号中「8 月 31 日」とあるのは「8 月 16 日」と、同条第 5 号中「12 月 24
日」とあるのは「12 月 26 日」と、「翌年 1 月 6 日」とあるのは「翌年 1 月 4
日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>（令和 2 年度における休業日の特例）</u> <u>2 令和 2 年度における休業日に関する第 4 条の規定の適用については、同条第 4 号中「 8 月 31 日」とあるのは「 8 月 16 日」と、同条第 5 号中「12 月 24 日」とあるのは「12 月 26 日」と、「翌年 1 月 6 日」とあるのは「翌年 1 月 4 日」とする。</u>	附 則 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。